資料3-2

クマの農業被害対策について

令和８年10月６日
東北農政局農村振興部農村環境課

農業被害が増えているクマの対策

基本の対策から農業被害急増時の捕獲強化まで、状況に応じたクマの対策を支援します。

平時

複合対策（クマ）

農地周辺における、生息調査、調査に基づくゾーニングと生息環境管理を含む、地域ぐるみの総合的な対策の実施を支援。

補助率：定額
限度額：取組数に応じ市町村あたり
100万円又は200万円

捕獲活動

①捕獲機材の導入経費
②わなの設置、見回り等を含む捕獲活動に係る日当払い
③農地周辺での捕獲活動に係る頭数払い
補助率：
①,② 1/2以内（実施隊が行う場合は定額）
（①の上限：箱わな（大型）119千円/基）
③ 定額（上限：クマ（成獣）8千円/頭）

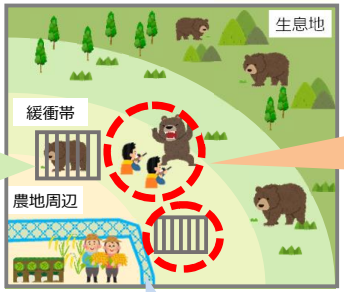

農業被害急増時

クマ特別対策

農地周辺における、有害性の高い個体の捕獲対策の強化を支援。

補助率：定額
限度額：都道府県3,000万円、協議会300万円

【採択要件】
・捕獲区域、時期、目標等を含む捕獲計画を作成し、捕獲従事者への支援水準引き上げ等に留意した単価を設定し、国に協議すること
・専門家による生息状況調査に基づくゾーニング・生息環境管理の取組を実施すること
・捕獲にあたり、個体数等についての適切なモニタリングの実施を前提とし、二種計画の捕獲目標と整合性を取った捕獲計画を策定すること
・事業概要及び捕獲活動経費の単価を公表すること

【活用方法の例】

基本の対策

緩衝帯等の整備・追払い

・緩衝帯の設置
・放任果樹の除去
・藪の刈り払い
・追い払い
・クマスプレーの導入

補助率：1/2以内
（実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援）
※大規模（1ha以上）整備の場合
上限単価：48万円/ha

侵入防止柵の整備

侵入防止柵の新規または再編整備
※既存の捕獲機材（わな）等を一体的に設置することが要件

補助率：定額
上限単価：電気柵新規整備1段あたり
148円/m（直営施工）等

・農地周辺の電気柵の二重設置
・設置・撤去が容易な電気柵の一時的な整備

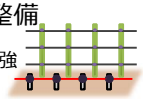

① 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、各市町村の被害防止計画の策定や現場での被害防止対策の実施などに助言等を行うことができる者を**「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」**として登録し、**地方公共団体等の利用者に紹介**する制度。
- アドバイザーは、令和８年6月時点で299名（うち**クマを対象としたアドバイザーは140名**）。

現状

・シカやイノシシ対策を実施してきものの、クマについての知見がなく、クマの生態を踏まえた有効な対策が実施できていない。

わなのサイズが合わず、入らなかった

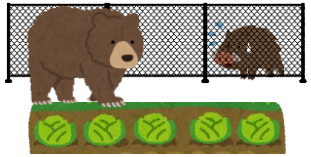

クマ用の電気柵が未設置

1.8mの金網柵を乗り越えるヒグマ

アドバイザーの利用

・クマ対策に知見を有するアドバイザーの派遣により、 効果的な対策の実施を支援（鳥獣交付金の活用も可能）。

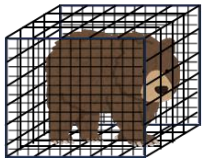

クマ用箱わな

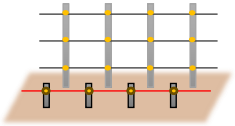

対クマ電気柵補強
（トリップライン）

効果的な捕獲、
侵入防止柵
の助言

農作物野生鳥獣被害対策
アドバイザーの利用の流れ

利用者

利用申込

連絡先
提供

農水省

依頼

助言

登録

登録の
承諾

登録
アドバイザー

農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_adviser/

②-1　鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）

・　農業集落からクマを排除し、捕獲を強化することで増えすぎた個体数の削減を図る。
・　クマ捕獲に関する困難度を踏まえ、**クマ特別対策**により、**捕獲単価を従来より大幅に増加**して支援するなど、**捕獲強化に向けた環境整備を推進**。

クマ特別対策の全体像

【クマ特別対策の基本的な考え方・実績等】

✓　出没の多発する場合において、農地への侵入を防ぐため、活動範囲を広げて、**罠の増設や銃に積極的な捕獲を実施**（**地域毎に設定した単価**で支援）

✓　現在、**北海道を中心に全国19県・市町村において実施中。**

＜特別対策のイメージ＞

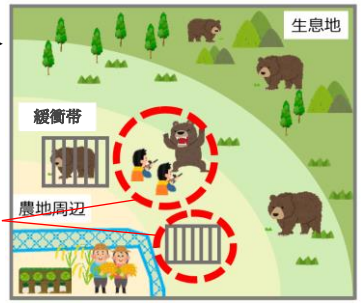

・柵、緩衝帯整備等の基本的対策を実施
・その上で、銃や罠での捕獲を強化

捕獲活動経費の支援

- **頭数払い**の設定単価は平均で**約2万円。**
- さらに**市町村において上乗せ（平均約3万円）**を実施。
- このほか、**日当払い**での支援も実施。
（**罠の見回り2千円/時間、集中捕獲3万円/日**　等）

通常メニューの場合

・補助率：定額
・上限単価 8千円/頭　※日当払も可能。

捕獲機材の導入支援

- クマ用の大型箱わなの導入について、**上限単価なし・定額**で支援。

通常メニューの場合

・補助率：1/2以内（実施隊が行う場合は定額）
・上限単価：119千円/基
　※上限単価を超える場合は、特認協議で対応

②-2 鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）

・ クマの捕獲強化に当たって、被害のある市町村単独での捕獲ではなく、**クマの行動範囲を踏まえ広域で連携した捕獲強化を推進。**

従来

・市町村単位での捕獲強化対策が主。
・一方、ブナ等が凶作年のクマの行動域は非常に広範囲にわたる。このため、農業集落に出没している有害個体は、他市町村域など広範囲に移動。

クマ特別対策実施箇所（北海道）

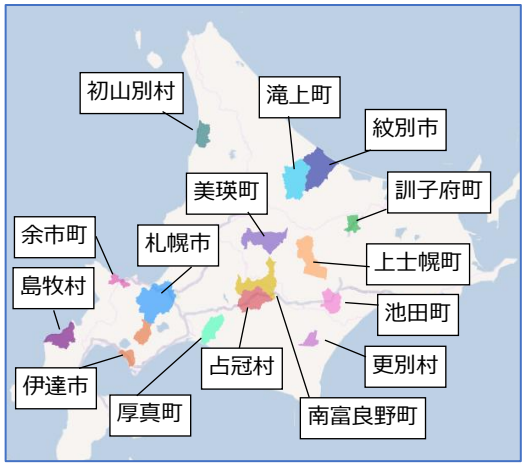

※北海道のほか、岩手県一関市、秋田県鹿角市、秋田県北秋田市、兵庫県（対象市町村：淡路島地域を除く38市町）において実施。なお、兵庫県については、県が事業実施主体。

【行動圏の一例】ツキノワグマ（メス成獣）凶作年 6～11月

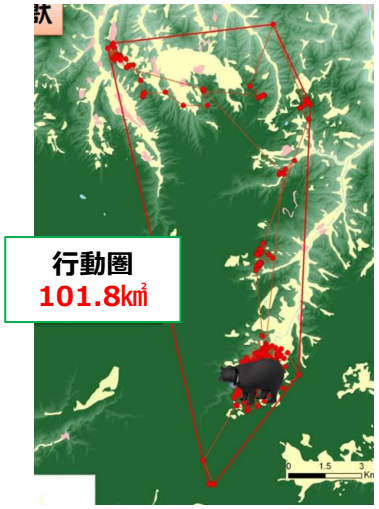

資料　兵庫県立大 横山教授

※ヒグマについては、オスで数十km2～1,000km2を超える場合もあるとのこと（出典：ヒグマ管理計画（第2期）（北海道庁））

今後

・クマの行動範囲を踏まえた、被害発生市町村を中心に、近隣市町村とも一体的な捕獲強化を推進。

【兵庫県の事例】

・県内のクマによる農作物被害は、北部の豊岡市、香美町、養父市、丹波市で発生。
・モニタリング、生息環境管理等を実施するとともに、出没数が増加し県南部への分布域拡大が懸念される状況を踏まえ、近隣市町と連携し、県南部において危険個体の捕獲強化。

農作物被害状況と
クマ対策事業実施状況

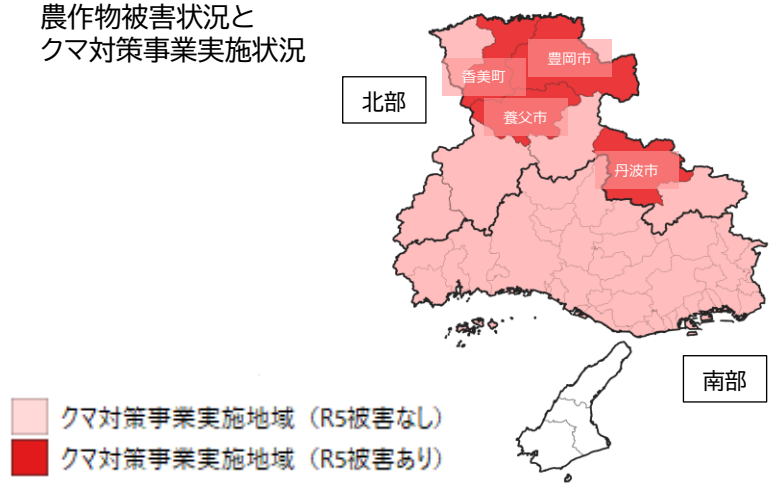

③-1　鳥獣被害防止総合対策交付金（侵入防止柵の整備）

- 農地の周辺に侵入防止柵を設置することを基本とした上で、**農作物への執着の強い**クマ対策を実施。
- 農地周辺の**電気柵を二重**に設置することにより、掘り起こしを防止し防護を強化。

従来

・感電による痛みを獣が学習し、近づかなくなる、クマに対しても有効な侵入防止柵。
・農作物への執着が強い場合、柵の下部を掘り起こして侵入する場合がある。

今後

・電気柵の外側にもう1本補強する方法（トリップライン）により、クマの掘り起こしを行う気力を喪失させ、農地への侵入防止効果を向上させることが可能。

トリップライン（模式図）

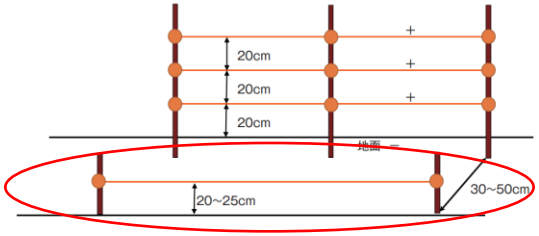

活用事例（長野県下高井郡木島平村池の平地区）

電気柵の下を掘って侵入した跡
外側にトリップラインで補強

クマに突破された部分等の弱い部分の外側に、トリップラインを追加整備し、電気柵の下を掘っての侵入は無くなった。

資料：野生鳥獣に負けない集落づくり事例集（長野県）

③-2 鳥獣被害防止総合対策交付金（緩衝帯の整備）

- クマを人里になれさせないよう、**誘引物を除去**、人里との境の藪などを刈り払うことで**緩衝帯を整備**。
- **加えて、強固な侵入防止柵等を一体的に整備**することにより、**人とクマの棲み分けを強化**。

従来

・潜み場の除去や、放任果樹の撤去等による緩衝帯の整備。しかし個体数が多すぎる状況においては、防除策の決定打とはならない。
・侵入防止柵は基本的に農場の周辺に整備するものが多い。

緩衝帯

基本的な電気柵

緩衝帯と柵が分離

今後

・棲み分けを強化するため、緩衝帯と併せ、強固かつ広域な侵入防止柵や、設置・撤去が容易な一時的な電気柵の整備を推進。

強固な金属柵

設置・撤去が容易な電気柵

緩衝帯と柵を一体的に整備

④-1　鳥獣被害防止総合対策交付金（ICT機器の活用）

・　人口減少や高齢化が進む中山間地域等におけるクマ対策の強化に向けて、**ICT機器の活用支援により、罠の見回りの負担軽減とクマの危険回避を推進**。

従来

・罠も電気柵も、定期的な見回りが必要であり、人口減少等が進む中山間地域等では労務負担が大きい。
・特にクマが出没している状況下では見回り作業にも危険が伴う。

罠は定期的見回りが必要、クマの危険も伴う

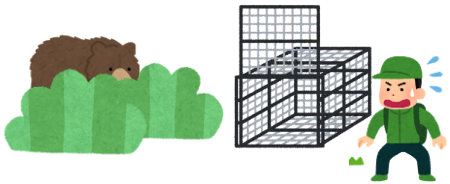

電気柵も通電確認が必要

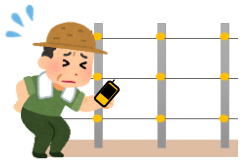

今後

・省力的かつ安全に対策に取り組めるよう、遠隔でわなの状況や電気柵の通電状況等を監視できるICT機器の活用等を支援。

センサーカメラにより
遠隔で罠の状況を確認

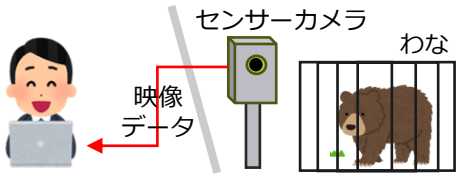

ドローンでの生息調査・追い払い

遠隔で電気柵の通電状況を把握

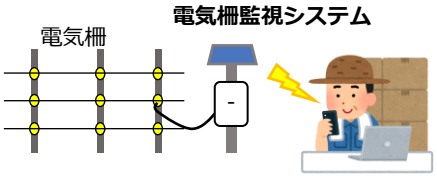

④-2 鳥獣被害防止総合対策交付金（クマスプレー）

- 農業現場や捕獲活動等の被害対策中の安全確保の徹底について、**都道府県に対し通知。**
- 農業者や捕獲者、クマ対策の作業者の安全確保に向け、**クマスプレーの導入を交付金で支援。**

通知

・農作業の安全確保や誘因物の撤去、捕獲活動等の被害防止対策中の安全確保の徹底等について R7/10/31に通知済。

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）（局長通知）（抄）

1.農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

2.誘引物の適切な管理

3.鳥獣の捕獲活動時の安全確保

（2）クマに遭遇することを想定し、防護のため

クマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること

4.クマの出没時の対応

予算措置

・作業者や農業者の安全確保のため、クマスプレーの導入に対しても交付金により支援。

クマ撃退スプレー

クマスプレー等を携帯の上での作業を徹底

【保険加入への支援】

（1）支援内容　捕獲に従事する者に対する保険代
（被害防止対策に係る保険に限る）
（2）補助率　1／2以内（実施隊等が行う場合は、定額支援）

農業現場におけるクマ出没等に関する注意喚起

○　秋の大量出没に備えた注意喚起の通知について、**環境省及び林野庁とともに9月29日に発出**。
○　農作業中のクマ被害を未然に防ぐため、クマ対策について、農家の皆様へ周知。

クマにご注意下さい！

各地でクマによる人身被害が多発してます。
農作業や鳥獣対策を行う際は、クマとの不意の遭遇に十分ご注意下さい。

クマの出没を防ぐためには

（1）農作業や鳥獣対策を行う際に注意すべき事項
- 作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- クマの出没情報に留意し、クマの行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- 頻繁にクマが出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。
- 森林、斜面林などのそばの農地は、クマの出没ルートとなりやすいので特に注意し、安全確認を行いながら周囲の灌木の刈払いなどを行うこと。

（2）誘引物の適切な管理
- クマを誘引する生ゴミや野菜などの収穫残さ等は適切に処理すること。
- 農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後は果実を放置せず適切に除去すること。
- クマは、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- 草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意すること。
- 鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、処理施設への持ち込みや焼却を行わずに埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること。

捕獲活動時の安全確保

- 捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること。
- クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること。
- 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効なICT機器の活用も検討すること

もしも、クマに遭遇してしまったら

（近くにクマがいることに気がついた場合）
- 落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること。
- クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げることは避けること。

（クマの痕跡を見つけた場合）
- 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること。

農林水産省では、緩衝帯整備、電気柵などの侵入防止柵の設置、捕獲等の取組について鳥獣被害防止総合対策交付金で支援をしています。（詳しくは裏面をご覧下さい。）

クマ対策を支援しています！

出没しにくい環境作りが大切です。組みあわせることで適切な対策を！

鳥獣対策の基本

生息環境管理（よせつけない）
→ 誘引物（放任果樹、廃棄野菜等）の除去
→ 刈払い、緩衝帯の設置による餌場・隠れ場の撲滅

鳥獣対策の鉄則！３つの柱！

侵入防止対策（まもる）
→ 柵等の設置による侵入防止

個体群管理（とる）
→ 農地周辺等での捕獲

交付金での支援内容※一部抜粋

刈払い等による生息環境管理
潜み場となる藪の刈払いや、移動ルート上の緩衝帯設置、誘引物となる放任果樹の除去などを支援します。

緩衝帯の整備

放任果樹の除去

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入
ほ場への侵入を防止するための柵の設置や、捕獲のための機材の導入を支援します。

侵入防止柵の設置

わなの導入

捕獲活動経費の直接支援
捕獲活動に係る経費を定額で支援します。

生息状況調査、研修会の開催等
生息状況など、専門家を入れた調査や研修会の開催を支援します。

【お問い合わせ先】
農林水産省　農村振興局　鳥獣対策・農村環境課　鳥獣対策室
被害対策の基本について　03－6744－7642（直通）
交付金での支援内容について　03－3591－4958（直通）